

子ども・子育て拠出金率改定

2016.04.25
(PCA給与9V.2R7シリーズ)

I. 拠出金率の改定

「子ども・子育て拠出金率」が4月分から [2.0 / 1000] に変更となりました。
(平成28年3月31日付官報)

II. 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで拠出金率の変更をすることにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

III. 拠出金率の変更方法

◆ 拠出金率変更の実施時期 ◆

平成28年4月分保険料を徴収する時期により異なります。

例1) 4月分保険料を4月給与で徴収する場合は、4月給与処理を始める前（3月給与処理終了後）に行います。

例2) 4月分保険料を5月給与で徴収する場合は、5月給与処理を始める前（4月給与処理終了後）に行います。

◆ 料率変更の操作方法 ◆

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

① 「前準備処理」－「法定マスターの登録」－「社会保険」を起動します。

② [社会保険情報・率] 画面の [給与]－[子ども・子育て拠出金] 欄に [2.0] を入力して登録します。

給与	健康保険料率	基本保険料率	特定保険料率	健康+介護保険料率	厚生年金保険料率	年金基金料率男	年金基金料率女	子ども・子育て拠出金
被保険者	9.30%	0.00%	0.00%	0.20%	9.40%	0.00%	0.00%	2.000
事業主	9.30%	0.00%	0.00%	0.20%	9.40%	0.00%	0.00%	
全体	9.30%	0.00%	0.00%	0.20%	9.40%	0.00%	0.00%	

子ども・子育て拠出金

2.000

[子ども・子育て拠出金] 欄に [2.0] を入力して登録します。